

# 朝霞市スポーツ協会規約

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、朝霞市スポーツ協会と称し、事務所を会長指定の場所に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、体育、スポーツ及びレクリエーションを普及発展させることによって、市民の体力の向上を図り、健康で明るい市民生活の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 体育、スポーツ及びレクリエーションに関する調査研究
- 2 体育、スポーツ及びレクリエーションに関する広報奨励
- 3 各種大会、教室講習会等の実施
- 4 各種団体及びその他の機関等との連携調査
- 5 その他本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第 4 条 本会は、朝霞市内のスポーツ関係団体（以下「加盟団体」）並びに、本事業に賛同する法人会員及び個人会員（以下「賛助会員」）をもって組織する。

- 2 新規に加盟する団体は、3年以上の活動報告、事業計画、会計報告、予算、規約及び構成員名簿等の書類を提出し、常任理事会の承認を得るものとする。

(役員定数)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名以内 理事長 1名 副理事長 3名以内  
常任理事 加盟団体 1名 理事 加盟団体 2名 監事 2名 書記 2名  
会計 2名

- 2 役員以外に、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第 6 条 会長、副会長は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は常任理事の中から、または会長が指名して、常任理事会の承認を得たものをもってあてる。
- 3 常任理事及び理事は加盟団体が推薦し、会長が委嘱する。
- 4 監事は常任理事会で選任する。
- 5 書記、会計は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
- 3 常任理事は事業計画、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する。
- 4 理事長は、会長の命を受け会務を処理する。
- 5 副理事長は、理事長の補佐をする。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 理事は、総会に出席して付議事項を審議する。
- 8 書記及び会計は、理事長の指揮監督のもとに庶務と会計事務に従事する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類及び内容)

第 9 条 会議は総会、常任理事会及び本部役員会とする。

2 総会は常任理事と理事で構成し、定期総会と臨時総会に区分する。

定期総会は毎年 5 月にこれを行い、臨時総会は会長が必要と認めたとき及び総会の構成員 3 分の 1 以上の要求があったときに開く。

定期総会は次の事項を審議決定する。

①前年度の事業報告及び決算の承認 ②予算及び事業計画の審議決定 ③役員 of 承認  
④規約の改正 ⑤その他

3 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、書記、会計で構成し、会務運営の基本的事項を審議決定する。

4 本部役員会は、会長・副会長・理事長・副理事長・書記・会計・事務局で構成する。

本部役員会は、常任理事会で審議すべき事項について事前に適宜に案件の整理・調整を行い、円滑な常任理事会運営をサポートする。

(会議の招集及び成立)

第 10 条 会議はすべて会長が招集し、その議長になる。

2 すべての会議は構成員の 3 分の 1 以上の出席者で成立し、その議事は出席者の過半数で成立する。可否同数の場合は議長が決する。なお、委任状をもって出席に変えることができる。

(経 費)

第 11 条 本会の経費は次に掲げるものとする。

① 会 費 ② 賛助会費 ③ 事業収入 ④ 補助金 ⑤ 寄付金 ⑥ 雑収入

(加盟団体の事業)

第 12 条 加盟団体は当該年度の事業計画等を提出し、総会の承認を得てこれを実施する。

(監 査)

第 13 条 監事は会計業務について、適否を監査し総会に報告する。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第 15 条 本会の規約は、総会で出席者の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを変更することができる  
(その他)

第 16 条 本規約の実施に必要な事項は細則に定める。

付 則

この規約は、昭和32年4月14日から実施する。

昭和34年5月25日 一部改正

昭和36年5月23日 一部改正

昭和38年5月26日 一部改正

昭和44年5月21日 一部改正

昭和46年4月24日 一部改正

昭和48年4月28日 一部改正

昭和49年6月 8 日 一部改正

昭和51年6月10日 一部改正

昭和54年6月 2 日 一部改正

昭和59年6月19日 一部改正

平成 4 年5月29日 一部改正

平成19年5月25日 一部改正

平成25年5月28日 一部改正

令和 5 年5月23日 一部改正